

2021年6月14日

各 位

株式会社 鳥取銀行

新型コロナウイルスワクチンの接種に関する特別休暇の運用について

株式会社 鳥取銀行（頭取 平井 耕司）では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みの一環として、新型コロナウイルスワクチン接種に関する特別休暇の運用を開始しますので、お知らせいたします。

本件の特別休暇は、当行従業員がワクチンを接種する時に加え、従業員の同居家族がワクチンを接種する際の付き添いの場合にも取得可能としており、従業員とその家族が安心してワクチン接種ができる環境を整備することを目的としております。

当行では今後も、お客さまと従業員の安全を最優先に考え、関係機関と適切に連携した感染拡大防止の取り組みに注力してまいります。

記

対象者	全従業員（嘱託、パートナーを含む）	
運用期間	2021年6月14日より当面の間	
休暇の取り扱い	特別休暇（通常の有給休暇とは異なる出勤扱いの休暇）	
適用範囲	(1) 従業員がワクチン接種を行う場合	
	接種当日	1日まで
	接種日翌日以降（副反応発生時）	接種1回につき2日まで
	(2) 従業員の付き添いが必要な同居家族がワクチン接種を行う場合	
接種当日	1日まで	
接種日翌日以降 （副反応が発生し看護を必要とする場合）	接種1回につき2日まで	
備考	特別休暇の運用のほか就業時間中のワクチン接種も可能とし、ワクチン接種のための職務離脱については通常通り勤務したものとみなします	

以 上

《ニュースリリースに関するお問合せ先》
 人事部・経営統括部（門脇・須田）
 TEL0857-37-0279・0260